

社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会

釧路市権利擁護成年後見センター設置要綱

(設置)

第1条 認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人の成年後見制度等の利用促進を図り、権利擁護の推進と地域福祉の向上に資するため、釧路市権利擁護成年後見センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターは、釧路市旭町12番3号釧路市総合福祉センター内に置く。

(職員)

第3条 センターに、センター長、副センター長、専門員、事務員、その他必要な職員を置く。

(所掌事務)

第4条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 釧路市からの委託による後見中核機関業務に関すること。
- (2) 北海道社会福祉協議会からの委託による日常生活自立支援事業に関すること。
- (3) その他権利擁護に関すること。

(委任)

第5条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。